

令和7年度 農業関連事業のご案内

各事業は、事情変更等により内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。

1. 地域計画推進農業用機械購入支援事業

将来の地域農業を担う農家等が営農維持と規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化に取り組む農業者が、耕作に必要な農業用機械の購入に係る費用に対して補助金を交付します。申請期限がありますのでご注意ください。計画的な申請をお願いします。

＜補助対象者＞

以下の①～③の全てに該当する者

- ① 町内で販売目的に農業を営む者
- ② 町税等に滞納がない者
- ③ 交付決定日から10年以上の耕作意欲がある者

＜補助対象事業費等＞

農業に必要な、規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化につながる機械の購入費用（消費税相当額を除きます。1台あたり15万円以上の機械が対象。）

なお、汎用性の高い機械等（トラックやバックホーなど）は対象外となります。残存耐用年数2年以上の中古機械も可とします。

※ 事業期間内であれば補助上限まで複数回申請が可能。事業期間は令和7年度から3ヶ年の予定。



認定農業者等区分	地域計画の担い手区分	面積要件	補助限度額 (3年間)	一度の申請に適用する補助率
認定農業者・認定新規就農者	地域計画の担い手	水田・畑の販売用作物の作付面積の合計が1ha以上 又はその見込みが当年度内に確実であること。	200万円	50%以内
		水田・畑の販売用作物の作付面積の合計が1ha未満	100万円	
上記区分以外の農家 (一般農家)	地域計画の担い手	水田・畑の販売用作物の作付面積の合計が10a以上 又はその見込みが当年度内に確実であること。	100万円	
	地域計画の非担い手		15万円	

＜申請受付期限＞ 令和7年6月30日

2. 農地・農業用施設災害復旧事業

※異常な天然現象における農地・農業用施設災害の復旧に要する工事費のうち、重機借上料（オペレーター代を除く）及び原材料費の合計額が1万円以上の工事費のものについて補助金を交付します。なお、鳥獣被害による畦畔、水路等の復旧費用についても補助対象としました。

＜補助対象者＞ 農地災害復旧にあつては農業者、農業用施設災害復旧にあつては集落又は団体

＜補助率＞ 工事費によって定められておりますので担当にご相談ください。

※異常な天然現象とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、鳥獣被害等を指します。

3. 優良農地確保支援事業

優良農地確保のため、圃場条件の悪い農地の改良に要する事業費に対して補助金を交付します。

＜補助対象者＞ 集落又は農業者組織、認定農業者、地域計画の担い手

＜補助対象事業費＞

国・県補助等に該当しない、農地の土層改良・均平化・区画拡大・暗渠排水及び湧水処理に要する工事費が10万円以上の事業に係る工事費

＜補助率＞ 予算の範囲内において事業費の70%以内（上限200万円）

4. 産地交付金（通称：転作交付金）事業

産地交付金（通称：転作交付金）事業	
内容	水田を転作し、販売した場合、国から交付金が支給されます。
時期	6月上旬を予定。後日、詳細を「おしらせばん」に掲載いたします。 ※交付金該当者に申請書を送付致します。転作作物等の販売の計画がない営農計画書を提出された方で、変更がある場合は連絡をお願いします。
交付金額	＜参考：令和6年度交付単価＞ ※今年度交付単価は全体の実施状況により決定します。 ○重点振興作物 20,000円/10a （トマト、アスパラガス、りんどう、カスミソウ、スターチス、しゃくやく） ○土地利用型重点振興作物（えごま） 20,000円/10a ○そば 20,000円/10a ○振興作物（上記以外の作物） 10,000円/10a ○そば等の穀物乾燥・調整支援 7,000円/10a

5. 畑地有効活用支援事業

畑地有効活用支援事業	
内容	公簿・現況共に畑となる農地に販売用作物を作付けした場合、町から補助金を支給します。 ※条件として、 <u>作付けする畑は所有又は農地バンクを通じた貸借契約を締結していること。</u> <u>同一作物を5a以上作付けしていること</u> です。
時期	6月下旬を予定。後日、詳細を「おしらせばん」に掲載いたします。
交付金額	産地交付金の単価と同様の交付単価としますが、町が定める単価より産地交付金単価が低い場合は、町で定める単価で交付します。

6. 有害鳥獣対策

有害鳥獣対策の補助メニューは次のとおりです。なお、緩衝帯整備において当該事業および里山林整備事業で整備した箇所については、翌年度初日から起算して2年間は申請できませんのでご注意ください。

補助対象事業	【個人】	【区・捕獲隊・生産組合】
電気柵	設置、材料購入経費の2/3以内 (上限10万円)	被害防除対策費用全額 (上限70万円、うち緩衝帯整備は上限40万円)
防護ネット	設置、材料購入経費の1/2以内 (上限5万円)	
緩衝帯整備 ※10a当り4万円以内	刈り払い等に係る経費の1/2以内 (上限5万円)	
爆音機他、鳥獣対策に有効と認められるもの ※機器の場合、購入額又は合計が3万円以上	設置、材料購入経費の1/2以内 (上限5万円)	

7. 揚水ポンプを貸出します

渇水や大雨等によるパイプハウス内からの排水等の対応として、町で所有している揚水ポンプを貸出す制度があります。事前に問い合わせのうえご利用下さい。

8. 農地の売買・貸借の手続きを忘れずに

農地の貸し借りは、令和7年4月から原則として農地バンクを経由になります。

申請様式は、町のホームページにあります。

※従来の農地法3条に基づいて農業委員会の許可を受けて権利移転を行うことも可能です。許可を受けないで行った売買契約や貸借契約は無効となりますので、必ず手続きを行ってください。



農地バンク紹介ページのQRコードスマートフォン等で読み取ってください。

9. 免税軽油の制度を利用しましょう

農林業・漁業のほか、きめられた事業(右記のQRコード参照)に該当する方は、免税軽油使用者証・免税証の交付申請をして承認されれば免税価格で軽油を購入することができます。

※ 免税軽油共同使用者証の交付申請をすることもできます。
免税軽油の申請・問合せ先
南会津地方振興局県税部(電話 0241-62-5214)



免税軽油関係紹介ページのQRコードスマートフォン等で読み取ってください。

10. 遊休農地発生防止

農地は荒らさず耕作することが原則です。農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力がかかり、周辺農業への支障が生じるなど、環境の悪化にもつながります。

農地を自ら耕作できない場合、産業廃棄物等の不法投棄を見かけたときなどは、お早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。

11. 相続登記を忘れずに

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人、そのことを知った日から又は遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となりますのでご注意ください。



12. みどり認定 環境にやさしい農業への取組みを認定

環境負荷低減（環境にやさしい）農業に取り組まれる農業者を認定する「みどり認定」という制度があります。

設備投資の際の税制優遇や国庫補助金の採択の優遇、無利子融資を受けられる等のメリットがありますので、関心のある方はご相談ください。

13. 農作物の生育や営農方針等の相談を随時受付ています

町では農作物の生育不良の対策や特定の農法（有機農業やスマート農業等）などの実施を検討されている場合、関係機関の協力を得ながら随時相談を受け付けております。

内容によっては、本紙に記載していない国・県の補助事業等が該当する場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。

また、右記のQRコードを読み取っていただくと福島県の農政関係の補助事業を確認することができます。



福島県補助事業PR版QRコード
スマートフォン等で読み取ってください。

※補助申請や農地の売買・貸借を予定の方は、必ず事前（着手・発注前）に下記へご相談ください。

お問い合わせ：只見町役場農林建設課農林係 只見町農業委員会

Tel: 8 2 - 5 2 3 0 / Fax: 8 2 - 2 8 4 5 / E-mail: nourin@town.tadami.lg.jp